

## 推進方策

### 1. 良好な景観の形成に関する役割分担

良好な景観の形成は、放っておいて実現するものではなく、市民や事業者、来訪者、行政などによる日々の持続的な取り組みによって実現します。

良好な景観の形成に関する取り組みは、地域のコミュニティを育み、地域の誇れる景観を保全・創出することにつながります。

本市の景観形成の課題では、放置ごみの問題や雑草、管理不足の竹林など、日々の取り組みに関する課題も多く見られることから、景観が地域共通の資産であるということを共有する意味でも、良好な景観の形成に関する役割分担に関して方針を定めます。

#### (1) 市民による活動

##### ① 日常の維持管理活動

市民は、自らが良好な景観の形成の主役であることを自覚し、地域の環境や景観を維持保全するため、河川や海などの美化、草花や樹木の植栽・育成、日常的な清掃活動の継続など自主的な市民活動に努めます。

##### ② 地域まちづくり活動

自らが生活する地域やまちづくり活動においては、地域の景観の保全や創出という視点にたち、地区の歴史的環境及びまちなみの維持保全活動や地域特性を生かしたまちづくり活動、地域の伝統行事や文化活動などに努めます。

#### (2) 事業者による活動

##### ① 日常の活動

事業者は、自らの活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、事業活動のなかでも、良好な景観に配慮した建築などの行為、自然の地形の保全に配慮した開発行為、日常的な維持管理活動や敷地内の緑化など、地域の環境や景観を維持保全するよう努めます。

##### ② 地域まちづくり活動への参画

事業者は、事業対象となる土地や建物が、まちづくり活動がなされている地区にある場合は、まちづくり活動の趣旨を十分理解し、地区の歴史的環境やまちなみに配慮した施設整備、観光や商業などの地域産業活性化に資する施設整備など、まちづくり活動の趣旨に基づいた景観形成活動に自ら参加、協力するよう努めます。

#### (3) 行政による活動

##### ① 関係所管や周辺市町との連携による取り組み

良好な地域の景観を形成するため、本市における景観形成の意義を各所管共通の認識とし、地域の景観を先導する公共事業、公共施設などの整備に努めるとともに、千本松原の保全などについては、愛知県愛西市、岐阜県海津市との連携・調整の場を確保するなど、良好な景観の形成に関する三重県や隣接する市町との協議体制の整備に努めます。

##### ② 地域まちづくり活動

地域住民が主体的に取り組むまちづくりや景観形成活動について協力するとともに、まちなみ修景補助の検討など必要に応じた支援を図ります。

## 2. 都市計画法などの活用による推進

### (1) 地区計画等制度の活用

建物用途や高さの制限などを含む地区の計画的な整備と良好な景観の形成をあわせて行うことが有効な地区においては、都市計画法の地区計画制度や景観法の諸制度を活用し、総合的な取り組みにより、地区の将来像の実現化に努めます。

### (2) 景観地区制度の活用

重点地区のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区は、都市計画法の地域地区制度の活用を検討し、地域住民の合意が得られるなどの条件が整い次第、景観地区に指定するなど、総合的に良好な景観の形成に努めます。

### (3) 文化財保護法などの活用

本市の輪中景観は、農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する研究において、2次調査の対象とした地域のうち重点地域に位置づけられています。

また、採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究において、桑名市街地は、旧城下町の計画性を示す現在の景観として重要地域に選定されています。

このことから、改正文化財保護法に基づく文化的景観制度の有効性なども検討し、必要に応じて活用するなど、文化財などを地域の資産として生かした、総合的な景観まちづくりに努めます。

### (4) 関連事業との連携

木曾三川の河口に位置する城下町として発展し、慶長の町割をもとにした都市構造が現在まで受け継がれている桑名城周辺地区などの景観形成上重要な地区においては、関連事業実施に際し、より良好な景観の形成に努めます。

## 3. 景観計画の変更

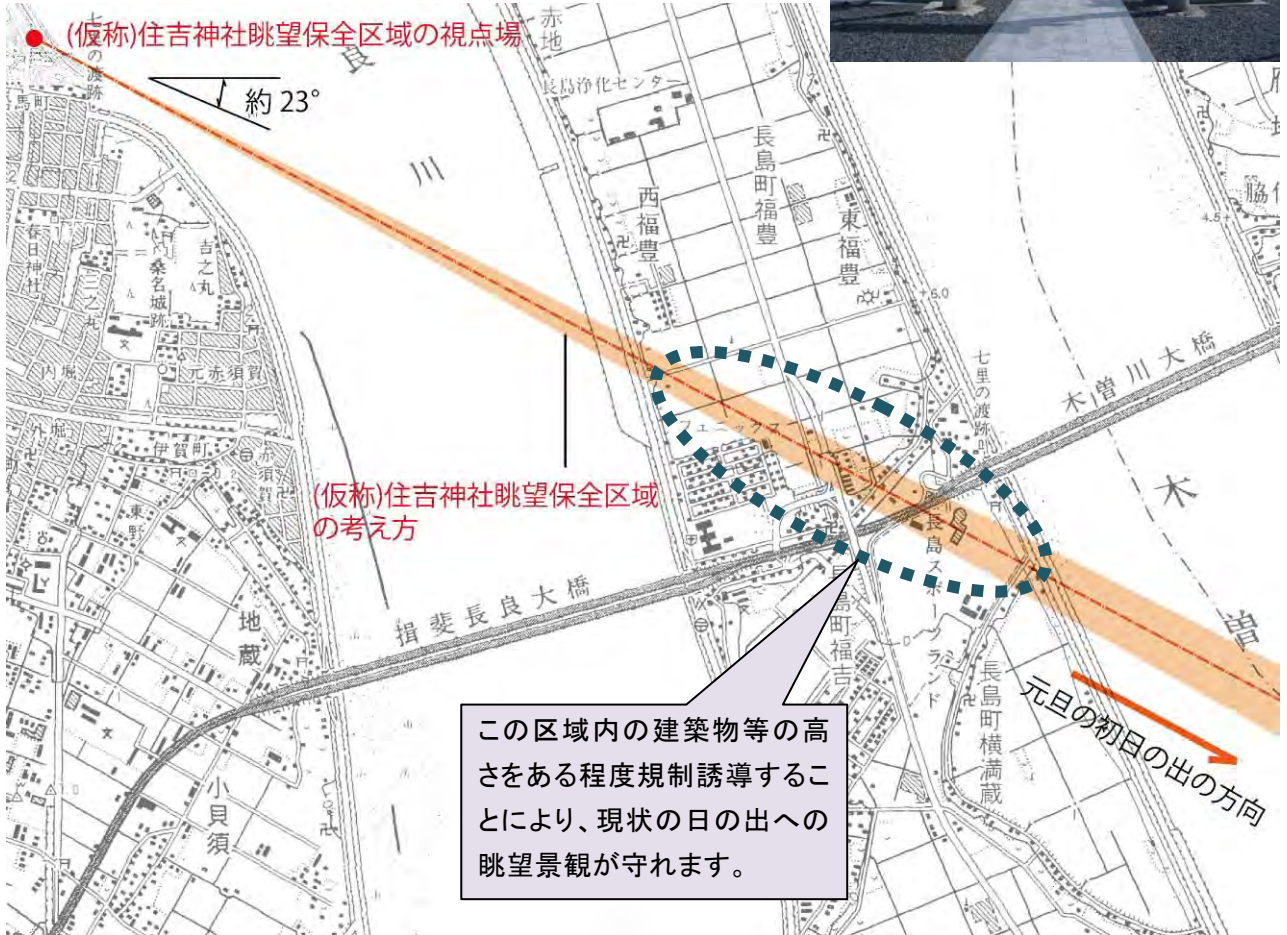
本計画は、様々な施策や仕組みを運用することから、今後も本市の良好な景観の形成の推進に向け実効性のある施策などを継続的に検討するとともに、必要に応じて計画の変更を行います。

本市特有の景観を大切にするための施策として、重点地区、眺望保全区域制度については、特に制度の活用に努めます。

例えば、住吉神社は、12月から1月にかけて、鳥居の中央付近から日の出を楽しめる（元旦は鳥居の中央から初日の出を楽しめる）よう、配置の工夫がなされています（次頁参照）。

これについても、本市特有の眺望景観であり、多度山眺望保全区域に次いで、（仮称）住吉神社眺望保全区域として眺望景観の保全に努めます。

□参考 (仮称)住吉神社眺望保全区域の考え方



日の出のようす

